

資料7

その他参考資料

異常気象時における輸送の安全確保について①

台風等の異常気象時における輸送の目安の設定

台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主が輸送を強要し、トラックが横転や水没するような事態が生じていることから、(公社)全日本トラック協会からの要請を受け、令和2年2月28日付けで通達を発出。

- 気象庁が作成する風速や雨量により車両等へ与える影響度合いを示す資料等を基に、気象状況に応じた輸送可否の判断を行うための目安の提示、また、荷主団体に対して、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼を抑制するよう、傘下会員への周知を依頼したものの。

大雪等の異常気象時における荷主への周知について

異常気象等を理由に貨物運送の運行の運行経路の変更や運行中止等を行う場合には荷主の理解が不可欠であることから、荷主所管省庁である経済産業省や農林水産省と連携し、荷主に対して情報の周知や要請を実施。

- 季節的な周知・要請
降積雪期や出水期を迎える前に、降積雪期等における注意事項に関する文書を発出。
- 緊急的な周知・要請
 - ①大雪や大雨などの予報・警報を超える異常気象の予測に基づき気象庁が緊急発表を行う場合や、高速道路・幹線国道の通行止め情報などを事前に入手した場合には、関係省庁を經由して荷主団体等へ情報提供を実施するとともに、運行経路の変更、運行の中止等を認めるなど柔軟な対応を要請。
 - ②予め運送に支障を来すことが予想される場合には、在庫の積み増しや、運行可能域内での物資の融通を行うよう要請。

異常気象時における輸送の安全確保について②

各関係省庁連盟による要請

令和3年1月 国土交通省本省、農林水産省本省及び経済産業省本省の連盟で荷主団体あてに要請文書を発出。

【R3.1.28 降積雪期】 事務連絡 令和3年1月28日

荷主関係団体等 あて

農林水産省食料産業局食品流通課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
国土交通省自動車局貨物課

大雪等異常気象時における輸送の安全の確保に向けたご理解とご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物運送に当たっては、荷主からの運送時間や運行経路等の指示に基づき運送する必要がありますが、大雪などの異常気象による突発的な道路状況の変化が生じた場合であっても、運行の中止や運送経路の変更等を行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況の中、昨今の大雪時において、高速道路や主要国道で大規模な車両の立ち往生が発生し、大型トラックが滞留の原因となったことが確認されており、トラック事業者に対する指摘にとどまらず、荷主のご理解とご協力を得ながら大雪時における物流のあり方について、関係省庁とも連携し取り組んでいく必要があります。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・身体を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記的事项について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【要請事項】

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配達地点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配達時間の前倒し、運行可能域内での物資の搬送を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

【R3.5.25 梅雨期・台風期】 事務連絡 令和3年5月25日

荷主関係団体等 あて

農林水産省食料産業局食品流通課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
国土交通省自動車局貨物課

梅雨期及び台風期における輸送の安全の確保に向けたご理解とご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物運送に当たっては、荷主からの運行時間や運行経路等の指示に基づき運送する必要がありますが、大雨や暴風などの異常気象による突発的な道路状況の変化が生じた場合であっても、運行経路の変更や運行の中止等を行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況の中、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が発生しており、人命の犠牲を第一として、荷主のご理解とご協力を得ながら梅雨期及び台風期における物流のあり方について、関係省庁とも連携し取り組んでいく必要があります。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・身体を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記的事项について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【要請事項】

- 大雨や暴風などの異常気象による突発的な事象により、運行経路の変更や運行の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運行経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- 大雨や暴風などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配達地点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配達時間の前倒し、運行可能域内での物資の搬送を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

雪道対策等のホームページ

- 全日本トラック協会ホームページにて「雪道対策」を掲載
(<https://jta.or.jp/member/anzen/snow.html>)
- 全日本トラック協会のホームページにて「トラックステーションなどドライバー向け施設情報」を掲載
(<https://jta.or.jp/member/bath.html>)
- 全日本トラック協会のホームページにて「気象・道路交通情報」を掲載
(<https://jta.or.jp/member/kotsuiyoho.html>)
- 国土交通省 冬の道路情報 公式サイト
(<https://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/yukinavi/>)

「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動とは

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、次の点に取り組む運動。（平成30年より実施）

- ① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ② 女性や60代以上の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現



「ホワイト物流」推進についての取組み

これまで、各種セミナー等において周知を行ってきたが、今後もセミナー等の開催を通じて、参画を呼びかけていくこととする。

- 令和8年1月28日 国土交通省において、3月～4月期における引越の分散化について周知
- 令和8年1月19日、令和8年2月25日に国土交通本省によるwebセミナー開催
書面化義務・特定荷主制度・物流統括管理者選任など2024年改正のポイントと、企業の取組事例等を解説。

○「ホワイト物流」推進運動参画企業数

- 神奈川県内の企業では111社が自主行動宣言を提出（令和8年1月現在）

2017トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会(47都道府県・102のパイロット事業)

2018.5 自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画

6 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(加工食品)

7 働き方改革法案成立

10 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(紙・パルプ(洋紙・板紙分野))

11 **荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン**

(長時間労働改善等に向けた13の対応例(荷待ち対策等))

12 貨物自動車運送事業法改正

生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(紙・パルプ(家庭紙分野)、建設資材)

2020.5~ **輸送品目別ガイドライン**

(加工食品①、建設資材、紙・パルプ(洋紙・板紙分野)、

紙・パルプ(家庭紙分野)(2020.5)

加工食品②、飲料・酒(2021.4)

9 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(飲料・酒)



加工食品、飲料・酒物流編



建設資材物流編



紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流編



紙・パルプ(家庭紙分野)物流編

取引環境と長時間労働の改善のため、荷主と運送事業者の協力は、中央及び47都道府県での「トラック輸送に輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中心に、輸送品目別実証事業によって加速させてきたところであり、今後も引き続きガイドラインの周知を行っていく。

各ガイドラインの概要

品目	主な課題	解決方策	今後の取組の方向性
加工食品、 飲料・酒	<p>https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1/3ルール」、年月日表示の賞味期限等業界特有の慣習が存在 多種多様な製品サイズが存在 飲料における夏期の物流波動 ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業 ⇒長時間にわたる荷役作業 	<ul style="list-style-type: none"> 賞味期限の年月表示化等による仕分け作業等の効率化 ASNやQRコード等の活用による伝票情報等の電子化 附带作業の見える化 パレットサイズや外装サイズの統一、外装表示の標準化 	<ul style="list-style-type: none"> 事前出荷情報の提供と伝票情報の電子化の組み合わせ等によるノー検品の実現 附带作業の軽減 物流標準化アクションプランに沿った標準化の取組の推進
建設資材	<p>https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 天候や道路事情等により計画どおりに搬出入が進まないことが日常的 ⇒トラックの荷待ちへの関心が薄い 多種多様な製品を邸別に仕分け ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業 	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場での事前の段取りをデジタル化したうえで「見える化」と「精緻化」し、関係者の円滑な情報共有を推進 運送と荷役の分離の推進 複数のユーザーが一貫して活用できる標準コードを導入し、入出荷検品を目視から電子化 	<ul style="list-style-type: none"> 元請業者による物流へのマネジメントの強化 伝票情報や物流情報を現場が容易にアクセスできる環境整備を促進
紙・パルプ (洋紙・板紙)	<p>https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品での差別化ができず、不十分なリードタイムや少量多頻度納品、附带作業等の差別化による受注競争の商習慣が定着 ⇒低積載率での運行 ⇒附带作業の実施による長時間労働 	<ul style="list-style-type: none"> 発着荷主を含めた関係者間で十分な協議を行い、リードタイムや少量多頻度納品の緩和、平準化、附带作業の軽減等の対策を実施 発着者の製造計画等を関係者で共有化・見える化する取り組みを推進 	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 共同保管・共同輸送の実現に向けた取組みの推進 荷役の機械化を推進
紙・パルプ (家庭紙)	<p>https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品単価が安価であるため、パレット化のための投資が進まない ⇒手荷役による長時間労働 製品が安価かつ嵩張るため、小売りの物流センターでは取り扱われず、かつ、小売店舗での保管も困難 ⇒家庭紙のみを少量多頻度で毎日納品 	<ul style="list-style-type: none"> 発着荷主の連携によるパレット化 物流負荷を軽減させるコンパクト製品の切替 	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 「手積み手卸しの解消」を共通認識に、パレット化の早急な促進 消費者へ製品メリットの積極的な周知を行うなど、コンパクト製品の普及促進

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)

- 評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取組を「見える化」。
- 求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取組を促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。
- 認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、これまでの「一つ星」・「二つ星」に加えて令和5年度から新たに「三つ星」の申請を受け付ける。



1. 認証の審査要件

- A: **法令遵守等**、B: **労働時間・休日**、C: **心身の健康**、D: **安心・安定**、E: **多様な人材の確保・育成**、F: **自主性・先進性等**の6分野についての取組要件を満たしていること。
 ※ Fは「二つ星」・「三つ星」のみ。「一つ星」では参考点として点数化。
 ※ 「三つ星」においては、B、C、Eについて認証項目を追加。
- 「三つ星」においては、A～Fの認証項目に加え、働きやすい職場実現のための方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制整備などの記載欄を設け、事業者の改善に向けたPDCAが適切に回っているかについても審査。

2. 申請方法

- 認証実施団体の「一般財団法人日本海事協会(Class NK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。
 ※提出方法や費用等につきましては下記URLをご参照ください。
<https://www.untenshashokuba.go.jp/for-acquisitions>

3. 認証事業者数

令和8年2月1日現在

トラック事業者	2,722社(一つ星 1,610社、二つ星 1,058社、三つ星、54社)
バス(貸切・乗合)事業者	494社(一つ星 309社、二つ星 175社 三つ星、10社)
タクシー事業者	1,240社(一つ星 809社、二つ星 411社 三つ星、20社)
合計	4,456社(一つ星 2,728社、二つ星 1,644社、三つ星、84社)

4. スケジュール

- 2025年4月1日より通年申請受付

5. 認証取得によるインセンティブ

- 厚生労働省と連携し、**ハローワーク**における求人票への**認証マークの表示**や、認証事業者と求職者の**マッチング支援**を実施。
- **求人エージェント**等の認定推進機関の協力を得て、「**求人サイト**」に認証事業者の**特集ページの掲載**、「**設備改修工事の料金割引**」等も実施中。
- 「二つ星」・「三つ星」の認証事業者のうち、対面での審査を行った営業所については、長期間、監査を実施していないことを端緒とした監査の対象から除外することが可能。

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)



働きやすさとは?

- 離職率が低い
- 有給取得の促進
- 女性の積極的採用
- 労働時間の短縮

などなど取り組みはウラ面をご覧ください

会社選びの目印!

このマークのある会社は、様々な働きやすい職場作りに取り組んでいます。安心して働ける職場選びの目印にしてください。

「働きやすい職場認証制度」は第三者機関が審査し認証する制度です

事業者

国土交通省が
定めた基準で
日本海事協会が審査

認証を
取得!

法令遵守等

- 労働法や道路運送法等の関係法令を遵守

労働時間・休日

- 時間外労働を年間960時間以下に制限
- 年間休日日数平均105日以上

心身の健康

- 脳ドックやメンタルヘルスなど法定以外の健康診断
- ハラスメント防止のための取り組み

安心・安定

- 労働災害や通勤災害の上積み補償制度
- 病気や怪我で働けない場合の所得補償制度

運営委員会

多様な人材の確保・育成

- 免許や資格取得支援制度
- 女性運転手が働きやすい環境

審査委員会

法令遵守以外の各分野の取り組み内容は会社ごとに異なるため、認証事業者が上記項目を全て満たしているとは限りません。

気になる会社が認証を取得しているか調べてみよう!

公式サイトでは、「働きやすい職場認証」を取得している会社を検索できます。事業種や地域で調べて働きたい会社を探してみましょう!

詳しくはこちら ▶

三つ星認証マーク

二つ星認証マーク

一つ星認証マーク

働きやすい職場認証制度

ドライバーインタビューや転職ノウハウ運面など、お役立ち情報を掲載しています!

転職・就職のお役立ち情報 ▶

1分でわかる! ドライバー道職診断

全15問の質問に答えて、あなたにピッタリな職種を診断しよう!

あなたは、どのタイプ? ▶

ClassNK

国土交通省指定 国土運輸振興局指定 国土交通省 運輸振興局 一般財団法人 日本海事協会 交通物流部

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号 ☎ 03-5226-2412